

務	00	01	30年
(令和34年3月末まで保存)			

総務第74号  
令和4年3月30日

各所属長 殿

青森県警察本部長

県公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

この度、県公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例（令和4年3月青森県条例第23号）が別添のとおり制定された。

制定の理由及び内容については、次のとおりであるから、所属職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の理由

県の押印見直し基本方針に基づく押印の見直し等に伴い、所要の改正を行うため制定されたものである。

2 制定の内容

(1) 押印の見直し等に伴う改正

宣誓書への氏名の自署及び押印を要しないこととした。

(2) 現代仮名遣いに改正

所要の整理をした。

3 施行期日

令和4年3月28日（公布の日）

本件担当：総務課公安委員会係

県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十八日

青森県知事 三村 申 吾

## 青森県条例第二十三号

県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十九年六月青森県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「新らたに」を「新たに」に、「なつた者は、知事の面前において」を「なつた者は」に、「による宣誓書に署名して」を「の宣誓書による服務の宣誓をして」に、「行つて」を「行つて」に改める。

別記中「何者」を「何もの」に、「従つて」を「従つて」に改め、「㊦」を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十九年六月青森県条例第五十二号）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（公安委員の服務の宣誓）</p> <p>第二条 新たに公安委員となつた者は、別記様式の宣誓書による服務の宣誓をしてからでなければ、その職務を行つてはならない。</p> <p>別記</p> <p>宣誓書</p> <p>私は、青森県公安委員会の委員に任命されたことを心から光榮とし、日本国憲法及び法律を擁護し、命令条例及び規則を遵守し、何れのものをも恐れず何れのものをも憎まず、良心に従つて公正に職務を遂行することを厳肅に誓います。</p> <p>年月日</p> <p>氏名</p>	<p>（公安委員の服務の宣誓）</p> <p>第二条 新たに公安委員となつた者は、知事の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。</p> <p>別記</p> <p>宣誓書</p> <p>私は、青森県公安委員会の委員に任命されたことを心から光榮とし、日本国憲法及び法律を擁護し、命令条例及び規則を遵守し、何れのものをも恐れず何れのものをも憎まず、良心に従つて公正に職務を遂行することを厳肅に誓います。</p> <p>年月日</p> <p>氏名</p>